

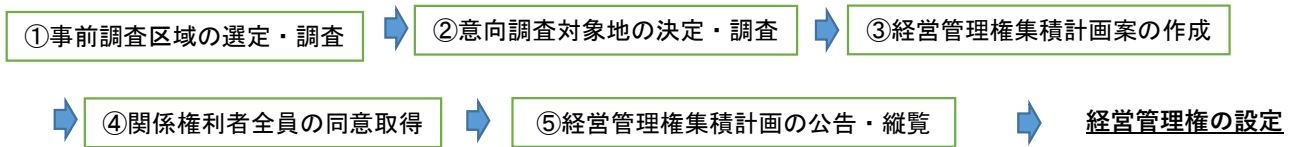
# 市町村森林経営管理権設定基準例

## 1 趣 旨

平成31年4月1日施行の森林経営管理法を円滑に推進する観点から、県において市町村が経営管理権を設定する際に必要な基準の素案を示すもの。

なお、本基準案は、各市町村の実情に応じて適宜修正し、活用するものとする。

## 2 経営管理権設定までの流れ（市町村調査による場合）



## 3 段階ごとの判断基準

### 【基本的な考え方】

市町村が経営管理権を設定する森林は、地域森林計画対象森林のうち森林所有者が経営・管理を放棄した森林で早急に整備を行わなければ森林の持つ公益的機能に支障をきたす森林とする。

### （1）事前調査区域の選定

#### ①調査対象森林の区域

・事前調査を必要とする森林の区域は、地域森林計画区域内で既に経営・管理が計画されている区域以外の区域（以下「未計画森林」という。）を対象とする。

※経営・管理が計画されている区域に含まれる森林とは、以下のア～エとする。

ア：国有林や県有林などの公有林および国や地方公共団体による分収契約林

イ：現在認定されている森林経営計画対象森林

ウ：大分水源林整備事務所との分収契約林

エ：森林認証の対象森林（FM林）

#### ②調査の優先区域の選定

・調査を優先する区域は「未計画森林」で、公益的機能を高める必要性の高い森林を優先することとし、森林計画図の林班単位での設定を基準とする。

#### 【具体的事例】

ア：履歴情報等から手入れ不足の人工林が多く森林の公益的機能が低下していると考えられる区域

イ：人家裏等の森林の管理不足が原因で地域の生活環境に悪影響を与えていると考えられる区域

※具体的な悪影響とは森林の管理不足による「土砂流出量の増加」「獣害の増加（隠れ家増加）」「景観の悪化」「交通障害の発生」等があげられる。

#### ③優先調査区域内の情報のリスト化

・上記②の優先調査区域内の森林について既存情報を基に所有者毎、林相毎（小班毎）にリスト表（様式1）を作成し、リスト化する。

### （2）事前調査の実施

・現地調査を含む事前調査の単位は所有者毎、林相毎とし、下記①～⑦の現況を調査しリスト表に記載する。

#### ①履歴の確認

・伐採届や県から提供された履歴情報等を基に現地調査により「施業種」や「施業時期」を確認

#### ②施業の必要性

・樹種及び年齢毎に成立本数や林況、地表の状況から以下の基準により判断

ア：スギ・ヒノキの人工林の場合

◎1～2齢級：目的樹種の成立本数及び下草や雑木等の被圧状況から施業の必要性を判定

【施業種】：「補植」、「下刈」、「除伐」、「つるきり」及びそれらの組み合わせ

【時期】：調査時の翌年度を原則とする

◎3～8齡級：目的樹種の成立本数、林況、下層植生の繁茂状況及びプロット調査による密度管理計算等により施業の必要性を判定

【施業種】：「除伐」「つるきり」「間伐」

【時期】：調査時の翌年度から5ヶ年以内とする。

※過密林分はプロット調査により現況を把握し、県の定める収穫予想システムにおいてRyが0.8以上の場合等に間伐を計画する。

※切捨間伐と搬出間伐の区分は収支を考慮し、作業段階で決定する。

◎9齡級以上：目的樹種の成立本数、林況、下層植生の繁茂状況及びプロット調査による密度管理計算等により施業の必要性を判定

【施業種】：「択伐」「皆伐」

【時期】：調査時の翌年度から5ヶ年以内とする。

※過密林分はプロット調査により現況を把握し、県の定める収穫予想システムにおいてRyが0.8以上の場合等に択伐を計画する。

※皆伐を計画する場合は、手遅れ林分等で択伐による作業が不適の場合のみ計画する。

イ：クヌギ等の広葉樹人工林の場合

◎1～2齡級：目的樹種の成立本数及び下草や雑木等の被圧状況から施業の必要性を判定

【施業種】：「補植」、「下刈」、「除伐」、「つるきり」及びそれらの組み合わせ

【時期】：調査時の翌年度を原則とする

◎3齡級以上：目的樹種の成立本数、林況、下層植生の繁茂状況により施業の必要性を判定

【施業種】：「択伐」「皆伐」

【時期】：調査時の翌年度から5ヶ年以内とする。

※過密林分は下草の繁茂状況により現況を把握し、択伐を計画する。

※皆伐を計画する場合は、手遅れ林分等で択伐による作業が不適の場合のみ計画する。

ウ：天然林の場合

◎齡級に関係なく、管理が行われないことで荒廃森林の拡大等、地域の生活環境に悪影響が発生している場合は施業が必要と判定、特に影響が見られない場合は「不要」と判定する。

【施業種】：「植栽」、「補植」、「整理伐」、「つるきり」及びそれらの組み合わせ

【時期】：調査時の翌年度から5ヶ年以内とする。

③森林法による指導の要否

森林法による伐採届、森林経営計画、保安林伐採許可等に基づき伐採された箇所でも更新が完了していないなど、森林法による行政指導が必要な事案については「要」、必要性がないものは「否」と判断

④収益性の確認

人工林において、地位や地利が高く従来の補助事業による適切な森林整備が行われた場合、収益を目的とした経営管理が可能な森林については「高」と判断する。一方、急傾斜地や尾根部などで地位や地利が低く従来の補助事業では採算が見込めず天然林化など収益を目的としない経営管理への移行が適切と判断される森林については「低」と判断する。なお、次世代の大分森林づくりビジョンの「生産林」、「環境林」の判断基準を参考とする。

⑤路網整備の要否

森林管理を行う上で既存の路網に加え、新たに路網整備が必要な場合は「要」と判定する。ただし、急傾斜等で路網整備が不可能な場合は「否」と判定する。

⑥獣害対策の要否

市町村森林整備計画における鳥獣害防止森林区域等で獣害対策が必要であるにもかかわらず対策を実施していない場合は、「要」、適切に実施している場合及び必要の無い区域は「否」とする。

⑦地番界等の確認の要否

地籍調査等により地番界の確定が行われておらず、森林所有者や地番界の確定に別途調査が必要な箇所は「要」と判定し、調査が必要ない箇所は「否」と判定する。

### **(3) 調査結果への対応**

#### ①森林法による指導

上記の現地調査の結果を基に、森林法による行政指導が必要な場合は、所管する行政機関と連携し森林所有者に対して森林法による指導等を行うこととする。

#### ②境界測量等の実施

上記の調査結果から施業を実施するうえで、事前に地番界調査が必要と判断される場合は、境界測量等を実施し地番界と森林所有者を確定する。

#### ③近隣の森林経営計画策定者への事業地の斡旋

上記の現地調査の結果を基に、森林法による指導を必要とせず、収益性が「高」と判断された箇所でも所有者情報等が正確であると判断される場合については、市町村が近隣の森林経営計画策定主体に情報を提供し、共同計画の作成や長期施業受託の斡旋を行う。（※斡旋の方法については要検討）

### **(4) 意向調査の実施**

#### ①意向調査対象の適否

現地調査の結果を基に、(ア) 森林施業が「要」、(イ) 森林法による指導が「否」、(ウ) 収益性が「低」または近隣の森林経営計画への斡旋が見込めない箇所、(エ) 地番界や所有者の確認の必要がない箇所の(ア)～(エ) 全てに該当する箇所を意向調査対象森林とする。

#### ②意向調査の実施

意向調査対象地の森林所有者に対して「意向調査票(様式2)」により意向調査を実施する。効率的な意向調査を行うため、郵送のみならず集落座談会などの手法も検討し、調査を行う。調査は権利者情報および意向確認を目的に実施する。

### **(5) 経営管理権集積計画の作成**

#### ①計画案の作成

現地調査結果、意向調査結果及び林野庁の配布の事務手引きの記載例により、経営管理権集積計画案を作成する。「経営管理権集積計画書(様式3)」を用いて権利者の同意を得る必要があることから、権利者ごとに計画書を作成する。

#### ②計画内容の同意取得

作成した計画書案をもとに権利者と協議を行い、権利者全員から同意を得る。「経営管理権集積計画書」及び「確認書(様式4)」への権利者全員の署名又は押印により同意した証とする。

### **(6) 経営管理権集積計画の公告・縦覧**

市町村は経営管理権集積計画を定めた時は、遅滞なく市町村の公報やホームページで定めた旨を公告(様式6)するとともに、個人情報を除いた経営管理権集積計画を市町村のホームページや担当課で縦覧することで公告することとする。この公告により、市町村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が設定されたことになる。

また、経営管理権の設定を知らずに設定森林の売買が行われることがないように公告した集積計画については、その写しを権利者全員に送付するとともに、経営管理権の存続期間中はホームページ等で誰でも縦覧できるようにする。

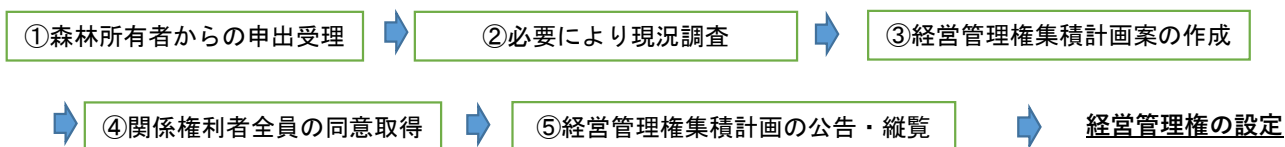
#### 4 経営管理権設定までの具体的フロー

事務の流れ	市町村事務		事務手引き
	項目	具体的事務	
(1) 調査区域の選定	①既存経営管理区域の情報収集及びデータ化 ※森林経営計画対象森林及び公的な団体が管理している森林は経営管理森林と判断し、原則、経営放棄森林の調査対象森林から除外	市町村内の森林を対象として計画されている経営管理計画の区域情報を森林経営計画の認定請求者、林野庁、県、大分水源林整備事務所（旧公団）から入手し、森林GIS等で現時点での経営管理されていることが明らかな森林の区域図を作成	2-1経営管理権集積計画を定める森林について 2-2経営管理権集積計画作成の事務の流れ 2-3-2経営管理意向調査の準備作業の流れ 2-3-3経営管理意向調査の準備作業① 2-3-4 経営管理意向調査の準備作業②
	②優先調査区域の決定と調査対象箇所のリスト化	①で作成した区域図から「未計画森林」を調査対象区域としてGIS等により図示化	
		図示化した調査対象区域について既存のGISデータ（森林基本図、森林計画図、林地台帳図、森林簿情報、履歴図等）を活用し、林班毎の経営管理の状況を確認	
		上記の確認結果や関係者からの情報を基に、優先調査区域（林班単位）を決定 【優先調査区域の決定基準】 ・資源情報や施業履歴より手入れが不足している人工林が多いと判断される区域 ・関係者等の情報により管理放棄された森林が原因で地域の生活環境に悪影響を及ぼしていることが顕著な区域	
	優先調査区域内の森林について既存情報を基に所有者毎、林相毎（小班毎）にリスト表（様式1）を作成する。		
(2) 事前調査の実施	①森林の現地調査  ※森林施業に必要な知識を有した技術者等を有している事業者へ委託することが望ましい	調査が必要な森林について現況調査を行い、結果をリスト表にとりまとめる。 【調査事項】 ・林況（樹種、林齢、樹高等） ・森林施業の必要性の有無 ・必要となる施業の種類 ・森林法による指導の必要性 ・路網の整備状況 ・獣害対策の適否 ・収益性の確認 ・所有者及び地番界の確認（地籍調査未実施の場合） 【再調査の検討】 ・上記調査結果により所有者や地番界の確認が必要と判断される場合は別途境界調査等を行う。	2-3-1 経営管理が行われていない森林について

事務の流れ	市町村事務		摘要
	項目	具体的事務	
(3) 調査結果への対応	①森林法による指導	・上記調査結果により森林法による行政指導が必要な場合は、所管する行政機関と連携し、森林所有者に対して森林法等による指導を行う。	
	②境界測量等の実施	・上記調査結果により所有者や地番界の確認が必要と判断される場合は別途境界調査等を行う。	
	③近隣の森林経営計画策定者への長期施業受託の斡旋と協議結果の把握	(2)の森林の現況調査で収益性が「高」の箇所については、近隣の森林経営計画策定主体に情報を提供し、共同計画の作成や長期施業受託の斡旋を行う。 ※公平性の観点から相手先の選定については要検討 ・斡旋した経営体に所有者との協議結果報告を依頼 →受託契約の締結が困難な所有者に対して意向調査を実施	
(4) 意向調査の実施	①意向調査対象森林の選定	現地調査の結果を基に、(ア)森林施業が「要」、(イ)森林法による指導が「否」、(ウ)収益性が「低」または近隣の森林経営計画への斡旋が見込めない箇所、(エ)地番界や所有者の確認の必要がない箇所の(ア)～(エ)全てに該当する箇所を意向調査対象森林とする。	2-3-5経営管理意向調査の準備作業③
	②意向調査の実施	上記②でリスト化した森林の所有者に対して「意向調査票(様式2)」により意向を調査する。効率的な意向調査を行うため、郵送のみならず集落座談会などの手法も検討し、調査を行う。	2-3-6経営管理意向調査の実施
	③意向調査結果の回収	上記③の意向調査の回答を1ヶ月程度の期限を切り回収する。回収できない所有者には事象に応じた対応を検討し、早期回収に努める。  【想定される事象と対応例】 ・回答がない場合 →所有者に連絡、訪問確認 ・所有者が違う場合の回答や郵便物が返送された場合 →所有者の確認調査	

事務の流れ	市町村事務		摘要
	項目	具体的事務	
(5) 経営管理権集積計画の作成	①意向調査結果のとりまとめと集積計画案の作成	<p>上記(4)の意向調査の回答をとりまとめ、他事業者への管理委託、市町村への管理を希望する森林について経営管理権集積計画案(様式3)を現地調査結果、意向調査結果及び林野庁の配布の事務手引きの記載例により作成する。</p> <p>※自力での管理意向の場合についても必要により所有者への確認を行う。</p> <p>※確認作業が長期化するもの(所有者不明森林の確認等)は完了した段階で計画案を作成する。</p>	<p>2-3-7経営管理意向調査の回答を踏まえた検討①</p> <p>2-5-1経営管理権集積計画の記載内容</p> <p>2-5-2 経営管理権集積計画の記載内容に係る留意事項</p>
	②他計画との調整	<p>①で作成した集積計画案について、市町村の関係機関及び県の保安林・治山担当部署、大分県水資源整備事務所等に照会し、計画内容等を含め他計画との調整を実施</p>	<p>2-5-2-1森林の整備及び保全に関する計画との調和</p>
	③関係権利者全員との集積計画案の同意取得	<p>②で調整後の経営管理権集積計画について、所有者と計画内容について協議を行い、抵当権者等権利関係者全員の同意を取得</p> <p>権利者に対して集積計画と確認書に署名又は押印による確認を行う。</p> <p>【同意に必要となる書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集積計画書(所有者毎)(様式3)</li> <li>・確認書(様式4)</li> <li>・権利移転等の際の市町村への通知様式(様式5)</li> </ul>	<p>2-5-3経営管理権集積計画の同意取得</p>
(6) 経営管理権集積計画の公告・縦覧	①経営管理権集積計画の作成	<p>上記(4)で同意取得した計画書に市町村長が押印し、作成を完了する。</p>	<p>2-6-1経営管理集積計画の公告及び縦覧の方法</p>
	②経営管理権集積計画の公告・縦覧	<p>①で作成した集積計画について、作成した旨の公告(様式6号)を公報やホームページ等を活用し行うとともに個人情報を除いた集積計画書を市町村の担当窓口やホームページ上で縦覧することとする。</p> <p>また、経営管理権の設定を知らずに設定森林の売買が行われることがないように公告した集積計画については、その写しを権利者全員に送付するとともに、経営管理権の存続期間中はホームページ等で誰でも縦覧できるようにする。</p>	

## 5 経営管理権設定までの流れ（森林所有からの申出による場合）



## 6 森林所有者からの申出があった場合の対応

### (1) 経営管理権集積計画作成の申出書（様式7）の受理の適否の判断手順

- ・申出のあった森林を林地台帳図等で確認し、森林所有者が把握している位置や境界を確認する。
- ・申出のあった森林について添付書類等による森林所有者の確認ができない場合は受理不可。
- ・申出のあった森林が「未計画森林」の区域に含まれない場合は受理不可。

### (2) 受付時の対応

- ・森林経営管理法の趣旨やしぐみについてパンフレットなどを用いて丁寧に説明すること。

#### ア：申出を受理する場合

- ・意向調査票（様式2-2）により意向等の確認を行うこと。
- ・現地調査の結果により経営管理権集積計画の設定の適否を通知する旨の説明をすること。
- ・現地調査に時間を要する旨の説明をすること。

#### イ：申出の受理ができない場合

- ・申出者に受付出来ない理由を丁寧に説明し、納得してもらうこと。
- ・他の経営管理区域に含まれる場合、計画策定者との協議を促すこと。

### (3) 受理後の対応

- ・速やかに申出箇所をリスト化するとともに、現況調査を実施し、経営管理権集積計画への適否を判断。適当と判断される場合は3（5）～（6）事務により経営管理権を設定する。
- ・適否の判断については、現地の調査結果等を踏まえ、上記3（4）①の意向調査対象森林の適否と同様の判断基準とする。
- ・経営管理権集積計画を定めないこととした箇所については、その理由を記載した書面（様式8）を森林所有者に通知することとする。

## 7 経営管理権集積計画策定までの経緯表の作成・保管

計画策定における森林所有者とのトラブルを防止する観点から、申出書や意向調査結果による所有者の意向が経営管理権集積計画の策定を希望するにもかかわらず断った場合など、その理由等も含め経緯整理表（様式9号）を作成し、保管することとする。

(様式1)

経営管理権集積計画対象森林リスト表

地番情報		森林の現況情報		所有者等の情報		経営・管理情報	
市町村		林相		所有者氏名		直近の施業種	
林班		材積		所有者住所		直近の施業時期	
準林班		林種		① その他権利の種類		必要な施業種	
地番本番		樹種		① 権利者氏名		必要な施業時期	
地番支番		林齢		① 権利者住所		森林法による指導の要否	
地番力ナ		齢級		② その他権利の種類		収益性の確認	
地目				② 権利者氏名		路網整備の要否	
制普				② 権利者住所		獣害対策の要否	
小班面積						地番界の確認の要否	
国土調査の実施状況						意向調査対象の適否	
G I S コーデ							



(様式2-1)

年 月 日  
第 号

〇〇 殿

〇〇市長 印

所有山林に関する意向調査へのご協力をお願い

本市（町村）では、平成31年4月1日に施行された「森林経営管理法」に基づいて、早急に手入れが必要と思われる山林を区域毎に調査し、対象となる山林の所有者の皆様に対しまして、順次、意向調査を実施しています。

つきましては、添付の調査用紙に必要事項を記入のうえ、返信用封筒にて、下記期日までにご返送していただきますようお願いいたします。

なお、「森林経営管理法」の内容につきましては、同封のパンフレットを一読していただきますようお願いいたします。わからない点等がございましたら下記連絡先にご連絡いただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

1 提出期日： 年 月 日

2 対象となる山林の場所等（詳しい位置については添付の図面をご確認ください）

No.1	〇〇市大字	番地	樹種：	面積：	ha
No.2	〇〇市大字	番地	樹種：	面積：	ha

3 連絡先： 市町村 課 係

担当者氏名：

電話番号： ファックス番号：

(様式2-2)

### 所有山林に関する意向調査票

森林経営管理法では、所有者の皆様は森林の適正な管理を行わなければならないとされています。今後、本調査結果に基づき対象森林の適正な管理に向けた協議を開始させていただきますことご理解願います。

つきましては対象となる山林について下記事項にご回答願います。ご回答いただきました個人情報につきましては○市個人情報保護条例により厳正に管理させていただきます。

記

○対象となる山林の情報

整理番号	所在地	登記簿上の所有者名	樹種	面積	早急に必要 な施業
1001					
1002					

問1 ご回答いただいた方の住所、氏名、連絡先

住所	氏名	連絡先（電話番号）

問2 登記簿上の所有者様とご回答者様のご関係（ ） ※記入例：本人、妻、子供等

問3 対象山林の実質の所有者はどなたですか ※整理番号毎にいずれかを○で囲んでください。  
※③を選択した場合、所有者名をご記入ください。

1001	①ご回答者 ②他の所有者（ ） ③わからない
1002	①ご回答者 ②他の所有者（ ） ③わからない

「②～③」とご回答いただいた場合はこれで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

問4 現在の対象山林の管理について ※整理番号毎にいずれかを○で囲んでください。

1001	①自分でしている ②他の経営体に委託している（委託先： ）
1002	①自分でしている ②他の経営体に委託している（委託先： ）

問5 今後の対象山林の整備予定について ※整理番号毎にいずれかを○で囲んでください。

1001	①整備を予定している（時期： 作業種： ） ②整備は予定していない
1002	①整備を予定している（時期： 作業種： ） ②整備は予定していない

問6 今後の対象山林の経営方針について ※整理番号毎にいずれかを○で囲んでください。

1001	①収益を目的とした山林経営を希望 ②天然林移行など収益を目的としない山林経営を希望
1002	①収益を目的とした山林経営を希望 ②天然林移行など収益を目的としない山林経営を希望

問7 今後の対象山林の経営管理について ※整理番号毎にいずれかを○で囲んでください。  
※問6で②天然林移行の場合のみ③市町村委託希望が可

1001	①自分でしたい ②他の経営体に委託したい ③市町村に委託したい
1002	①自分でしたい ②他の経営体に委託したい ③市町村に委託したい

調査は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

# 経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集○		(所在地)														
	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		経営管理権の設定を受ける森林の森林所有者(甲)		経営管理権の設定を受ける森林(A)		経営管理権の始期			経営管理権の存続期間(終期)(B)		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)		木材の販売による収益から伐採等に必要な経費を控除してなおおられるべき金銭合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

印

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	●●市●●	123	12	16	山林		スギ	65					
2	同上	123	12	17	山林	1.60	スギ	55					
3	同上	123	12	18	山林		スギ	30					
4	同上	124	12	19	山林	2.55	ヒノキ	64					
5	同上	124	12	20	山林		スギ	58					
6	同上	125	12	21	山林	0.62	スギ	41					
7	●●市▲▲	210	24	1	山林	1.19	スギ	62	●●県●●市▲▲	■■■■■	土地の所有権	㊟	
8	同上	210	24	2	山林		ヒノキ	50	●●県●●市▲▲	■■■■■	土地の所有権	㊟	
9	同上	212	24	3	山林	0.97	スギ	25	●●県●●市▲▲	■■■■■	土地の所有権	㊟	
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

●●市長 ●●●●●

住 所 (同上)

●●、▲▲、■■■

印

印

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後にあって当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

※市町村が保険金を代理受領し復旧する場合を想定

- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年●月●日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

※経営管理実施権者が保険金を代理受領し復旧する場合を想定

- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林の経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班
●●市●●	123	12	16
●●市●●	123	12	17
●●市●●	124	12	19
●●市●●	124	12	20
●●市▲▲	210	24	1
所在	地番	林班	小班
●●市●●	123	12	18
●●市●●	125	12	21
●●市▲▲	210	24	2
●●市▲▲	212	24	3

①

＜経営管理実施権が設定される場合 パターン①＞  
 ○ 経営管理実施権者が主伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権をを設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。  
 ＜経営管理実施権が設定される場合 パターン②＞  
 ○ 経営管理実施権者が主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。  
 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギを2,000～3,000本/haの密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設を設置及び維持管理をするものとする。  
 ○ 鳥獣害防止施設の維持管理は、年●●回、鳥獣害防止施設の見回り及び必要な補修を行うものとする。  
 ○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。  
 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。  
 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

※当該森林の保護に関する事項は、当該森林の立地条件や利用状況等の地域の実情に応じて、巡視回数や必要な措置を定めること。例えば、住宅地と隣接している森林であれば、第三者が当該森林に立ち入る可能性が考えられるため、進入禁止の立て看板の設置等の措置を講じる等を記載することが望ましい。

○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

②

※当該森林の保護に関する事項は、当該森林の立地条件や利用状況等の地域の実情に応じて、巡視回数や必要な措置を定めること。例えば、住宅地と隣接している森林であれば、第三者が当該森林に立ち入る可能性が考えられるため、進入禁止の立て看板の設置等の措置を講じる等を記載することが望ましい。

○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

○ 乙は、存続期間中に間伐を2回実施することにより復層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。

○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

①甲に対して経営管理実施権配分計画の公告時に利益を支払う場合の例

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	
①	●●市●●	所在	地番	林班	小班	<p>木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。</p> <p>○ 乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権に添付された利益の見積額とする。</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(2. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点の有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>(3. 留意事項)</p> <p>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
		●●市●●	123	12	16	
		●●市●●	123	12	17	
		●●市●●	124	12	19	
		●●市●●	124	12	20	
	●●市▲▲	210	24	1		
	②	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p>
		●●市●●	123	12	18	
		●●市●●	125	12	21	
		●●市▲▲	210	24	2	
●●市▲▲		212	24	3		

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

**(①甲に対して経営管理実施権配分計画の公告時に利益を支払う場合の例)**

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、経営管理実施権配分計画の公告後に速やかに行うものとする。

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

(2)甲に対して伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合の例)

		対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	
①	所在	小班	林班	地番	16
	●●市●●	12	123	17	19
	●●市●●	12	123	17	19
	●●市●●	12	124	19	20
	●●市●●	12	210	1	
②	所在	小班	林班	地番	3
	●●市●●	18	123	21	2
	●●市●●	21	125	24	2
	●●市●●	2	210	24	2
	●●市●●	3	212	24	3

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

<経営管理実施権が設定される場合>

(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)

○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。

○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

(2. 木材の販売収益の額の算定方法)

○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

(3. 伐採等に要する経費の算定方法)

○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。

○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。

○ 乙が算定する主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。

○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。

(4. 留意事項)

○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間中は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。

○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

<経営管理実施権が設定されない場合>

(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)

○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

(2. 留意事項)

○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

(様式4)

## 確認書

下記の事項について確認しました。

### 記

1. 経営管理権集積計画が定められた後、市町村が選定した林業経営者に経営管理実施権が設定され、林業経営者が経営管理を実施する可能性があること。
2. 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等に要する経費を控除してなお利益がある場合、林業経営者から金銭が支払われること。
3. 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
4. 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、〇〇市町村は責任を負わないこと。
5. 別添経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）の作業時期や実施事業体、具体的な施業方法については、事前に権利者の同意を得ず〇〇市町村の判断により適宜実施し、作業終了後の精算報告となること。
6. 経営管理権集積計画が定められた森林について、管理権設定期間内の新たな権利の設定や権利者移転をする場合は、様式5によりあらかじめ〇〇市町村にその旨を通知しなければならないこと。
7. 経営管理実施権配分計画が定められる場合に、〇〇市町村及び経営管理実施権を有する林業経営者の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
8. 経営管理権集積計画が定められた森林については、森林経営計画の作成に同意すること。
9. 経営管理権集積計画が定められた森林にかかる固定資産税等の納税は、従前どおり所有者が行うこと。

(※その他経営管理権設定における必要事項を市町村の判断により記載)

〇〇市町村長 殿

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 〇〇〇〇印

(様式5)

権利移転等を行う場合の市町村への通知書

市町村長 殿

(森林所有者)

氏名

印

経営管理権集積計画が定められた下記森林について、権利を設定し、又は移転を行うため、下記のとおり通知する。

記

1 森林の所在等 (集積計画の内容を記載)

所在地：( )番地 地目：( )面積：( ha)
所在地：( )番地 地目：( )面積：( ha)
所在地：( )番地 地目：( )面積：( ha)
所在地：( )番地 地目：( )面積：( ha)
所在地：( )番地 地目：( )面積：( ha)

2 権利の設定又は移転を予定している相手方

(フリガナ)
氏名又は名称：
住 所：
電 話 番 号：

3 権利の設定又は移転を予定している時期

--

4 設定又は移転を予定している権利の種類及び内容

--

5 その他参考となるべき事項

--

以上

(様式6)

## 公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

年 月 日

〇〇市町村長 印

### 記

#### 1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存 続期間	備考

2 縦覧場所 〇〇市町村〇〇課、〇〇市町村のホームページ（リンク）

3 本公告により、〇〇市町村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

(備考)

1 森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。

(様式7)

## 経営管理権集積計画作成申出書

年 月 日

〇〇市町村長 殿

(申請者)

氏名 〇〇〇〇印

下記留意事項について承諾の上、下記のとおり経営管理権集積計画作成を希望いたしますので申し上げます。

### 記

#### 1. 申出者

フリガナ	
申出者の氏名 (又は名称)	
住 所	
電話番号	

#### 2. 経営管理権集積計画作成を希望する森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	森林の 現況	経営管理の 状況	備考※

※備考欄には、境界の把握状況や申出者以外に使用収益を目的とする権利を有する者の有無等を記載願います。

#### 3. その他参考となるべき事項

--

#### (留意事項)

- (1) 本申出書には、登記事項証明書等、森林所有者であることを証明する書類を添付して下さい。
- (2) 本申出書はあくまで市町村へ経営管理権集積計画の希望内容を提出するものであり、この書類をもって市町村へ経営又は管理が委託されるものではなく、今後の〇〇市町村との協議により経営管理権集積計画が作成・公告されることで経営又は管理が委託されます。
- (3) 申出に係る森林の状況等によっては経営管理権集積計画の作成にいたらないこともあります。

#### (記載要領)

- (1) 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- (2) 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

#### (備 考)

- (1) 経営管理権集積計画の作成を希望する森林の欄は、必要に応じ、行を加除することができます。



(様式8)

経営管理権集積計画の対象森林としない旨の通知

第 号  
年 月 日

(森林所有者の氏名)

〇〇〇〇 殿

〇〇市町村長 印

森林経営管理法第6条第1項の規定により 年 月 日に申出のあった下記森林  
について経営管理権集積計画を定めないこととしたので通知する。

記

1 経営管理権集積計画を定めないこととした森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考

2 経営管理権集積計画を定めないこととした理由

--

